

第8回三重県手話言語に関する条例検討会（議事概要）

日 時：平成28年3月11日（金）10:00～12:10

場 所：議事堂6階601委員会室

出席者：三重県手話言語に関する条例検討会委員13人

資料：検討会資料

資料1 意見シート（各委員提出）

資料2 三重県手話言語に関する条例検討会 各委員の意見の取りまとめ

資料3 三重県手話言語に関する条例検討会 今後のスケジュール見通し（案）

委員：ただ今から、第8回三重県手話言語に関する条例検討会を開催します。

まず最初に、委員の皆さまに、再度お願いいたします。

聴覚障がいをお持ちの方も傍聴しやすいよう、この検討会は手話の同時通訳を行っています。わかりやすい手話通訳をしていただくために、発言される際には、挙手をして、座長から指名されて、自身の名前を名乗ってから発言いただくよう、どうぞご協力をお願いします。同時に2人以上の方が発言したり、一人の委員が発言しているときに他の委員がかぶせて発言してしまったりすることのないよう、ご留意ください。

また、この検討会の場で、事務局に対して、あるいは今後執行部に対して、調査を指示するときには、座長から行いますので、その旨ご承知おきください。委員が調査してもらいたいなどの希望をお持ちの場合は、座長に対して申し出てください。その意見が妥当でしたら、座長から調査を指示いたします。

それでは、事項に入ります。

冒頭に、前回の検討会において、事務局に、次の3点について調査するよう指示しました。

1点目：日本手話や日本語対応手話など手話の種類について

2点目：他県の手話言語条例が対象とする手話は、いかなる範囲か

3点目：他県の手話言語条例に規定されている「その他の手話」の部分の解釈について

これらについて、事務局から報告を受けます。事務局。

事務局：それでは、前回依頼のありました調査事項につきまして、説明させていただきます。

まず一点目でございます。手話の種類ですけれども、こちらのほうは日本手話、日本語対応手話、中間型手話と、大きく三種類あるとされておりますが、色んな団体にも確認しましたところ、手話というのは言語でございますので、それぞれについてのはっきりとした線引きというのはないということです。今回の資料につきましても、色々な資料を基に事務局のほうで作成させていただ

きました大まかな考え方であることをまず御理解のほう、お願いいたします。

まず一つ目は、日本手話でございますけれども、こちらのほうは、手や指の動作と、「顔の表情」、「まゆの上げ下げ」、「視線の方向」、「うなずいたり首を振ったりする頭の動き」などの非手指動作で構成される手話。「顔の表情」などの非手指動作が文法的な働き（否定、命令、肯定など）をしており、音声言語である日本語とは異なる独自の文法体系を有しております。ろう者の方が多く、こちらのほうは使用しております。

それから、日本語対応手話でございますけれども、音声言語である日本語に手話単語を一語一語はめていく手話。語順につきましては、日本語とだいたい同じような語順となっております。主に、中途失聴者など音声言語の経験がある方が使用しております。

それから、三番目が中間型手話ですけれども、こちらのほうは、日本手話と日本語対応手話を併用する手話。日本手話の手話単語を使用することが多いんですけれども、語順は原則として日本語の語順に従う。助詞や助動詞は口話で表現するなど、口話法を併用することも多い。主に、ろう者とろう者以外の方が意思疎通を図る際に使用されるとされております。

下のほうに、枠に囲みました形で、第3回の検討会のほうで、大杉教授がお越しいただいた際にも、日本手話と日本語対応手話について言及されておりますので、そちらもご紹介させていただきます。

「日本語対応手話、日本手話の区別ですが、様々な見方によって生まれ、また様々な立場によって使われる言葉です。それは日本語の場合も日本語でいろいろな形として点字もありますし、その内容は何と言いますと、点字も日本語です。これも日本語点字ということになります。それと同じように手話を使う人達の状況に合わせて様々なスタンス、スタイル、使い分けがあります。現に、今この場で私が使っている手話も、いつも家で使っている手話とはスタイルが全く違います。専門用語ではレジスターといいますが、場面に合わせて口の動きを大きくしたり、逆に口を閉じたり、指先だけでやったりと様々なスタイルがあります。ですから、基本的な言葉の問題として、それはあまり深く考える必要はないと思っています。」というふうに発言されております。

それから、大きくこの三つの手話以外にも、標準手話ということで、日本手話研究所が確定作業を行っている日本手話の全国標準となるもの。そういったものがあるということでございます。

それでは、続きまして二点目。他県の手話言語条例が対象とする手話ですけれども、これは三県に確認させていただきました。まず鳥取県です。条例案の検討過程の中で、手話の範囲というのを、日本手話だとか、日本語対応手話、こういったことを規定することを検討されたんですけれども、使用する場面によって様々な違い——先ほど言いました、中間型手話だとか、盲ろう者の方の触手話など、色々種類がありますので、手話の範囲を規定するとかえってやや

こしくなるとの指摘がありまして、手話の範囲は規定せず、手話と呼ばれるものを広く対象とすることされたということです。

神奈川県につきましては、手話には様々な種類がありますが、およそ手話と呼ばれるものを全て対象としている。

群馬県におきましては、条例案の検討過程では、手話の種類について議論はなかったということで、条例の対象とする手話には特段の限定はないということです。三県とも、広い手話ということで、限定はしていないということです。

それから、三番目の「条文における『その他の手話』の部分」というところですが、他県の条例では、「その他の手話」という表現がございましたので、その意味ということなんですけれども、これも各県に確認させていただきました。例えば、鳥取県では、「手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進する」。神奈川では、『手話の普及等』とは、手話の普及並びに手話に関する教育及び学習の振興その他の手話を使用しやすい環境の整備をいう」。それから、群馬県でも、鳥取と同じように、「手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に努める」とございますけれども、こちらの「その他」の言葉がどこにかかっているかと確認しましたところ、「その他の」は「環境の整備」というところにかかっているということです。「その他の手話」という意味ではなくて、最初にある「手話の普及」という言葉を例示に挙げまして、手話の普及と「その他の手話を使用しやすい環境の整備」——こういった構築になっているということです。

事務局のほうからは以上でございます。

委員： 前回、宿題ということで、事務局に依頼した三点について、報告いただきましたが、ただ今の報告内容について、委員のほうから質問はありますか。よろしいですかね。この報告をもって、この後、論点がそれぞれありますので、議論の前提としていただければと思います。

では、この報告については終了いたしまして、「事項1 条例案の立案に向けた論点整理」のほうに入ります。資料2をご覧ください。

資料2は、委員から提出いただいた意見シート、前回の検討会における説明及び質疑応答を踏まえ、各意見を、論点と条文ごとに整理したものです。今日は、この条例の全体に関わる2つの論点及び条文ごとの論点を中心に、委員間討議を行い、検討会としての考えを取りまとめて、次の段階である条例案のたたき台へと反映させていきたいと考えております。

1 ページ目の下の部分の条例の構成のイメージは、群馬県手話言語条例等を参考としておりますが、前文を設け、目的等の総論、各種の基本的施策を列挙した各論による構成となる、このことは、委員の共有するイメージであると認識しておりますが、確認のため、記載をしました。協議会や定義を条例で規定するかなど細かい部分は、これから議論するとして、大まかなイメージとして

は、これでまずよろしいでしょうか。

資料の1ページ目の大枠の形なんですけれども、皆さんの前回の意見を聞いておきますと、群馬県など既にできているところを参考にすればよいのではないかと。先ほど申し上げました、前文、目的、総論、そして各論の基本的施策等々。この大枠の流れで、形としては、これでよろしいですかね。中身の議論は、これからさせていただきますが。

(異議なし)

それでは、この形でいかさせていただきますかと思えます。

それでは、資料に沿って、論点を中心に議論していきたいと思えます。

2ページ目をご覧ください。この条例の全体に関わることとして、「論点1 この条例の対象は、我が国で使用されている手話全てを想定するのか。あるいはいわゆる日本手話に限定するか。」について、まず議論をしたいと思います。前回の検討会では、我が国で使用されている手話全てを想定するという意見、いわゆる日本手話に限定すべきとのご意見をいただいたと、理解いたしました。また、先ほどの事務局からの報告も受けて、改めて、委員各位の皆さんのほうからご意見はございますか。

委員： すいません。3月1日に、出前講座を聾学校でさせていただいたときに、校長先生から聴き取りをさせていただきました。聾学校でどういう手話を使っているのかとお聞きしたところ、日本語対应手話を使っているというお話でございました。ですから、県の条例として、手話を「日本手話」というふうに定義付けしますと、聾学校でやっていることと条例が逆行してしまうので、私は、前回、定義付けすべきと発言させていただきましたが、定義付けはしないほうがいいのではないかというふうに思えます。

委員： 他に、皆さん、ご意見はいかがですか。

委員： 今、おっしゃったような感じで私もいいのかなと思えます。今日は、先ほど事務局から説明を受けました。特に、大杉教授の「それは、あまり深く考える必要はない」。これは、私の一番好きな言葉です。あまり深く考えるとややこしくなるので、こういう形のもので、僕はいいと思えます。

委員： 他に、委員の皆さんのご意見は。

委員： 私も、色んな方とお話しさせていただいている中で、ろう者の方もそうですし、通訳者の方からも聞かせていただくことがありました。全国的に制定されている中で、朝霞市が日本手話と限定をされて、条例を制定されていることも事実です。そのパブリックコメントを見せていただいていますと、日本手話と定義付けをされたことにパブリックコメントとして出してみえる中には、そうすべきというような意見が本当に多かったというのを実際に見ております。ただ、制定に至るまでの議論がどのようなものだったかというところまでは、議事録等を調べきれっていませんでした。

日本手話というもの、日本語対应手話というものを聞かせていただいている

中では、通訳の方でも、きちんと「日本手話」というものが必要だとおっしゃる方もいました。逆に、限定をしまうことによって、ろう者の方にとって、中途失聴の方であったり、不自由な方が、一つのものに限定してしまうことは、本当に狭くなってしまふところから、広く大きく物事の観点を捉えるものとして、そしてまた、県の条例であるというようなところからも、狭くするのではなくて、もうちょっと広く捉えて、色々な方に対応できるものであるべきだなと思っております。

私も、今まで日本手話のことを通訳の方からも聞いていた部分もありましたし、読ませてもらった本もあったので、どうなんだろうという疑問がずっとあったんですけども、ある程度そういうところで、自分の中でも落ちた部分がありましたので、そういうふうにいけばいいのかなと思っております。

委員： 全ての手話を想定ということですね。

委員： はい。

委員： 分かりました。他に意見はございますか。今、皆さんの発言を聞いておりました、前回の検討会でのご意見も聞いていますと、委員の皆さんのご意見としては、日本で使用されている全ての手話を対象とするというのでいいのではないかという意見が、全員かなと思いますが、そのような形でよろしいですか。

それでは、条例全体に関わることですので、この条例の対象としては、日本で使用されている全ての手話を想定とするということできたいと思います。

委員： では、次に、資料に沿って、3ページ目をご覧くださいませか。これ以降は、条例に沿った順序で、条文ごとの論点について議論していきたいと思っております。まず、参考に、上で群馬、神奈川、鳥取——先行事例の条例で参考となるものを一つ置いて、それに対する皆さんの意見、それから「こういう論点があるのではないか」ということを正副のほうで一度整理をさせていただきましたので、順にいきたいと思っております。

まず、「第1 目的」について議論いたします。参考条文を掲載いたしましたので、事務局に朗読させます。

事務局： こちらのほうの条文ですが、記載項目が多く、議員提出である群馬県のものを取り上げておりますが、前回委員からいただいた意見に沿った内容のある条文があるものは、神奈川とか、鳥取とか、別の県のものも参考に記載させていただいております。それでは、朗読をさせていただきます。

「第1 目的」。手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割等を明らかにするとともに、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者が共生し、また、等しく全ての障害者福祉の向上に寄与することのできる地域社会を実現することを目的とする。

委員： はい。ということで、これについては、資料のとおり、各委員から意見をいただいておりますので、可能な限りこれらを反映した形でたたき台を作成していき

たいと思っております。これらについて、今整理をしてあり、前回の意見を書かせていただいております。「これはちょっと違うんじゃないか」とか、あるいは「もっとこういう趣旨を入れるべきだ」とか、あるいは「記載されている意見について、もう少し詳しく説明しておきたい」など、色んなご意見があるかと思いますが、もしご意見があればいただきたいと思っております。あと、論点のところの「安全に」なんです、これからたたき台を作っていく際に、「だれがいかなる意味で『安全』であるか」というのを議論しておきたいと思っております。

委員の皆さんから意見はございますか。

委員：よろしく申し上げます。私は、「安全に」という言葉が必要と考えたと意見を述べさせていただきましたが、聾学校に行ったときに、廊下とか、色んなところに、何かあったとき——非常時のための表示ですとか、赤ランプですとか、視覚でわかるものが色々と配慮されていました。やはり手話言語条例を作っていくに当たっては、ろう者の方々が生活しやすく、何かあった時——災害時ですとか、そういうときのために条例を作っておくべきとも考えているので、例えば、今の目的の中の下から2行目、「障害者福祉の向上」のところに「安全」という意味が入っていれば構わないのですが。そういう意味も含めた、障がい者福祉の向上というふうになればいいなという思いで、「安全」という言葉が必要じゃないかと思って、書かせていただいた次第です。

委員：ということですね。他に意見はございますか。

先ほどの意見の中で「だれが」という部分でいくと、「障がいのある方が」という主語でいいということですね。「安全」の意味は。

委員：ろう者の方が、有事の時に安全に行動できるようなこと、という意味で、書かせていただいています。

委員：分かりました。他の皆さんのご意見はいかがですか。この論点もそうですし、それ以外の部分も、ご意見も書いていただいています。

委員：委員の思いは非常に大切だなと思うんですけど、手話言語の普及で、安全を高めていくという、その辺のつながりが分かりにくいんですが、その辺のところをもう少し教えていただけますか。

委員：手話言語と安全のつながり。手話言語を普及し、色んな方が手話を使用できるようになれば、何かあった時——有事の時に、ろう者の方達にも情報がきちんと伝わり、安全が確保できることにつながるのではないかという思いで書かせていただいています。

委員：いかがですか。

委員：もう一回。

委員：すいません。手話言語を使える人が増えれば、情報の共有もでき、伝えるチャンスが多くなることによって、例えば、災害が起こったシーンで、近所の方がその情報を伝えることができたり、「避難所はこっちよ」とか、声掛け的な形

で手話言語が使われれば、なお安全が確保されやすくなるのではないかと。普及と情報の共有の機会が増えるという意味の関係性です。分かりにくいですか。

委員：例えば、「等しく地域社会の社会福祉の向上に寄与する安全な地域社会の実現」とか、そういうことなんですかね。どういうふうな表現が合うのかと考えていると。

委員：「安全・安心な地域社会の実現」——もし入れるとしたら、その方がベターではないかなと思うんです。安全第一ですから、そうすると、逆にうまくいくのかなと。入れるとすればですが。

委員：そうすると、ちょっと整理させていただくと、今の論点のところなんですが、最後の文章——この文章はあくまで群馬県の記事ですので、これを参考に考えると、「等しく全ての障害者福祉の向上に寄与することのできる安全・安心な地域社会を実現することを目的とする」という表現だと、今の委員の言われているイメージはすんなり入るのではないかというご意見ですが、一応、案としてはどうですか。皆さん、特に異議はないですか。この文言を入れて、「手話を普及することによって」、「手話を使える方が増えることによって」という部分だとか、あるいは、非常時の話もありました。災害対応とか、そういったところは後の論点でもまた出てきますので、具体的なことは後に議論いただくことところもあろうかと思いますが、できれば、「安全安心な地域社会の実現」ということを入れたいな、たたき台の中では使わせていただきます。

次に、あと他にはどうですか。

委員：この「安全」の部分以外で。

委員：はい。どこでもいいです。「安全」の部分もご意見があれば。

委員：「安全」の部分はいいと思います。確認なんですけど、色んなことをしていったって、必要な基本事項を定めて、この前も言わせていただいたかなと思うんですが、「もってろう者とろう者以外の者が」というふうに二つ書いてあるんですけども、ここのベースには、「ろう者同士の共生はもちろんのこととして」というニュアンスが含まれていると考える、それを文言としてやはり明らかに書き込むべきなのかというところで、自分自身は迷っています。二つの立場に分けることも大事ですが、ろう者の中にも色んな方がみえて、その方同士の共生もここには含まれるかなというふうに私も思うんですが、入れるかどうかは別として、理念は入っていますねという確認をさせていただきたいんです。先ほど申し上げた、カッコ書きの「ろう者同士の共生はもちろんのこととして」。それは理念として入っていますね、分かったことだからこう書いてあるんですね、ということです。すいません、分かりにくくて。

委員：それはどうですか、皆さん。たぶん、そういう共有なのかなと思うんですが。

委員：ありがとうございます。私もここは非常に気になっていまして、先ほど、手話には三種類大きく分けてあるということで、ろう者の方が多く使用するのは日本手話であると。ろう者と言われると、日本手話が使われる方に限定されてし

まうのかなというイメージがやはりあります。先ほどの話し合いの中で、手話については全体的なことを包括していこうと言われた中で、次に「ろう者が」となってしまうと、そこで日本手話に限定をしてしまうような方向になってしまうのかなというイメージがあります。

議論する中で、「ろう者＝聴覚障がい者ですよ。」という意見をお持ちでしたが、「ちょっと違うみたいです。ろう者というのは、日本手話を使われる方なんですよ。」という話をしたら、「そうなんだ。」と。その辺の区別というのが分かっていない部分もあって、私も今回勉強させていただいて、初めて分かったので、その辺の整合性がどうなのか。後でお話をさせていただこうというふうには思っています。自分の中で答えは出ていないんですけども、ちょっと気になっています。

委員： すいません。私も書かせていただいている、「ろう者とろう者以外」という区別と、もう少し広げて障がい者全ての共有というような、そういう意味も含められておるんですけども、ここは手話言語として特に作っていくということを考えたなら、そういった広い意味で共有するという意味の中において、この「等しく全ての障がい者福祉の向上」というところが非常に重い意味を持つんじゃないかなと思います。非常に短い文章で書くのはとても大変だと思いますが、そういった概念が含まれているというふうに捉えさせていただくといいのかなと私は思っております。だから、私は敢えて区別をとっているのではなくて考えさせていただきたいと思います。

委員： 今、発言されたことについてなんですが、「ろう者＝日本手話を使われる方」という表現をされたと思うんですが、少し私は違うと思っていまして、ろう者の方が全て日本手話を使ってみえるのかというと、ろう者の方も「そうではない」というふうにおっしゃられることがあったんですね。つまり、日本手話とか、日本語対応手話とか、自分たちは区別してとか、そういうものではないと。そんなふうにして手話を使っているのではなく、私たちが音声の言語で会話をするとき、日本語というの、例えば、方言であったりとか、そういう言葉が使う者によって違うように、それを分けて、「ろう者だから日本手話なんだ」というのは少し違うようなんです。色々使ってみえるというふうにおっしゃって見えました。

先ほどの、「ろう者とろう者」、それから「ろう者とろう者以外の者」というふうに言われたことについては、私としては、やはり前提にろう者とろう者はもちろんのこととして、「ろう者とろう者以外の方も」というふうなニュアンスでいますので、そういう考え方でいいのかなということは思っています。

委員： 他にはどうですか、ご意見は。

委員： ありがとうございます。先ほどのお話の中で、もう一つ私が危惧しておりますのは、ろう者の方はそういった考え方でよろしいかと思うんですけども、いわゆる日本手話、日本語対応手話、中間型手話を使われる方でろう者ではない

方が、「ろう者が」と言ってしまうと、漏れてしまうのかなと思いがあって、そこがちょっと心配です。

委員：他はどうですか。

委員：ろう者とろう者以外で区別という話に関連してなんですが、前段で、少し僕も引っかかっていたんですけれども、ろう者全てが同質なもので、そこで線を引くことに対してなんですけれども、前段でこのことを確認した上で、後段で「分け隔てなく全ての者が共生できる」ようなという内容もを入れてつなげていくことは、文言の上でできないのかなとは思っています。障害者基本法とかを見ていましても、「全ての者が分け隔てなく」ということが目的のところでは基本になっていますので、目的、理念として落とし込んでいく部分だと思いますので、そういう内容が確認できる文言が入っていた方がいいのではないかなと思います。

委員：他にはどうですか。だいたい皆さんの意見を聞かせていただいておって、委員がここに書いていただいているように、「共生」というのは当然広い意味で捉えて、群馬県の場合もおそらくそういうふうで捉えていると思うんですけれども、それに加えて、「聴覚障がい者が活躍できる社会の実現を目指して」という踏み込んだ内容があってもいいのではないかという意見も前回いただいておりますけれど、こういったニュアンスのことを目的のところに加えるという形にすると、前提としては当然広い範囲で捉えていますよということになんですが、そこにもう一步踏み込んで、ろう者とろう者以外の者という部分で、全ての聴覚障がい者が活躍できる社会、ということも踏み込んで入れて、とニュアンスでおそらく前回言われたのかなと思っています。こういうのも加えていくという形で、今だいたい皆さんの意見を聞いていると、そうやってしたほうがいいんじゃないかなというようなご意見なのかなと感じたんですけれど、たたき台はそんな形で一度作らせていただこうかと思うんですが、いかがですか。

委員：私もその方向性でいいと思うんですけれども、この目的を整理をすると、「もって」以下なんですけれども、条例の直近の目的は、ろう者とろう者以外の者の共生という、「共生」というのが一つの目的。それから聴覚障がい者の活躍というのが、もう一つの目的。それが究極的に、等しく全ての障がい者福祉の向上に寄与する安全・安心の地域社会ということで、直近の目的は「共生」と「活躍」、究極的には全ての障がい者を包含しますよというほうがいいのかなと思います。僕の提案で言うと、「もって」を消して、ろう者とろう者以外の者が共生し、聴覚障がい者が活躍できる社会の実現を目指して、もって等々と。実現が二回繰り返されるのは整理するんですが、そういう形が一つの案かと考えています。先ほどの安全とか、障がい者の福祉の向上の議論——直接に聴覚障がいとか、ろう者の方を焦点に当てた目的と障がい者福祉の全体とは、ちょっとレベルが違うように書いたらどうかなとは思っていますけれども。

委員：具体的な提案もいただきました。だいたいどうですか、皆さん。概ねそういう

方向性で、一応正副で作らせていただきたい。

委員：「活躍できる社会」というのはいい目的だと思うんですけども、それをあまり特出しにすると、非常に負担になるような気がするので、その前に環境整備をした中で、そういう形にもっていこうと、前から僕は思っていたんです。活躍できる社会というのは、色んな参考人の意見にもありました。最終的にはそれでいいけれども、それだけでいくと、全てが活躍できる方ばかりではないであろうかと。そうした環境整備をすることによって、活躍できる方もいるのではなかろうかと私は思っているんですね。言葉として、あまり特出ししないほうがいいような気がする。書くのはいいのですが。

委員：書き方としては、先ほど少し整理していただいたんですが、当然共生社会というのが目的にあるのと、そこへ活躍できる社会——活躍できる社会だけの特出しするわけではなくて、前段の話がもちろんある上で加えるという形かなと思っています。一度、今の委員の意見も反映した形で、そこだけをとっているのではないのかなとは思っていますけれども、たたき台を作らせていただきたいと思います。総論の「第1 目的」はよろしいですか、皆さん。

委員：「活躍する」というイメージをどう持つかということの共有がしっかりできなければ、簡単に「活躍する」という言葉を安易に使うべきではないかなと思います。「等しく全ての障がい者福祉の向上に寄与することのできる安全・安心な地域社会」の中に、もしかしたら「活躍できる社会」というのは包括されるのではないかという気がするので、その辺りも整理いただいて、今度座長案としてご提案いただければなと思います。

委員：この踏み込み方のところは、「活躍できる社会」という部分をどういう表現にするかは検討もしてみますけれども、「活躍できる社会」と表現する場合、どういう意味の活躍かというのを共有する必要も当然あると思いますので、その辺りを一度考えた上で、たたき台にしてみたいと思います。よろしいですか、ここの項目は。

(異議なし)

それでは、次に4ページ目へ行っていただきます。4ページ目の「第2 定義」のところを議論させていただきます。参考条文を掲載しておりますので、事務局に朗読させます。

事務局：「第2 定義」につきましては、神奈川県にしか定義の規定がありませんので、こちらを引用させていただきます。①「ろう者」とは、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。②「手話の普及等」とは、手話の普及並びに手話に関する教育及び学習の振興その他の手話を使用しやすい環境の整備をいう。

委員：ということです。ここで改めて確認しますがけれども、神奈川では、条例立案に向けた議論があって、そこで定義が必要という結論に至ったということです。定義をされているのは、神奈川県のみです。三重県で、もしこのような形で定

義を設けるとしたら、この検討会で、論点に挙げたようなこと——ここの論点を書きましたけれども、議論して整理する必要があるということでもとめました。その際、参考として、法制執務における定義の解説もここに記載しております。日本手話を定義すべきかということについて、皆様のご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

委員： 条例の定義というのは、後に使われる文章を定義するものなので、日本手話をここの定義に挙げる場合、その後に出てくる手話は何なのか。そこの関連性が出てくると思うんです。例えば、広くこれから県内の聾学校でも教えていくのは日本手話だと思うんですけれど、その普及は担っているのだということは前文で書いてもいいのかなと思っていました、全体を読むと、ここで日本手話を定義した後で、条文の中で日本手話という言葉が出てくるのかというと、今の段階ではこれから議論していくんですけれど、どこかで日本手話だけを特出しするようなことになってくる可能性がある。この定義という部分は、先ほど皆さんも考えたように、手話言語における手話というのは全てを含むという方向性を考えた以上、ここで日本手話という定義を持ってくると、混乱するかなと。これから普及してほしい手話は日本手話だよという部分は、前文とかで書いたらどうなのかなという気がするんですけれど。

委員： 他にはいかがですか。

委員： 今、委員が言われたことに私も賛成です。私も、繰り返すようですが、日本手話と日本語対应手話がなかなか理解できにくかったというのがこれまでありました。論点であるこの条例全体に関わることとして、一つのものに絞り切っていくという考えではなく、広く捉えるというところで、この中で定義として日本手話を特出しすることは、後の条例全体がまとまってこないと思いますし、自分たちが考えているものと違ってくると思っておりますので、そういう中では、定義の中にこれを出してくることについては、そういうものではないかなと考えております。

委員： 今、お二人に言っていただきました。前回の意見を見ても、三重県として定義する必要があるのかという意見のほうが多いのかなと思っております。定義をしているのは神奈川だけなんですけど、三重県としては、特に定義は必要ないということでもよろしいですか。今のご意見を参考にして。

では、「第2 定義」のところは、なしということにさせていただきます。

委員： すいません。それは、定義の項を削るということですか。それとも、定義の中に日本手話を入れないということですか。

委員： 基本的には、今だいたい見ていて、日本手話もそうですし、そもそも広い意味で捉えるということで進めていく中で、定義をここに書いてあるようにするということは、定義をする意味が必要になってくると考えると、無理に定義をすることはなしでいいかなとお諮りをしたつもりだったんですが。

委員： 「ろう者」の定義は、社会一般で言う「ろう者」と聴覚障がい者が、皆さんの

イメージとして一緒になっている可能性もあるので、学術的にはどうかは分からないんですが、この条例では、「ろう者は、手話を言語として生活する者」と定義をしておいたほうがいいのかというふうには私は思うんですが。一般の方にとってみると、「耳の聞こえない人＝ろう者」——例えば、手話が使えなくても「ろう者」と思ってしまう場合があるので、ここは、はっきり規定したほうが。ろう者は、後に色々な場面で出てきますので、そういう意味では、ろう者の定義づけは必要かなというふうに思います。

委員：という意見。

委員：先ほどの意見にちょっとプラスアルファなんです。非常に重要だなという思いと、「ろう者＝聴覚障がい者」と一般的に思われがちな部分がありますので、ろう者をこういう形で定義をただけですと、まさに「ろう者＝聴覚障がい者」であるという認識がまだそのままだ残ってしまうものですから。そうではない、というふうに否定するのかわかからないですけども、「ろう者＝全体の聴覚障害者が対象」ということではないということをはっきり分かるような形にした方がいいのかなという思いはあります。

委員：他はどうですか。

委員：委員に聞きたいんですけども、先ほどの「前文で規定したらいいやんか」というのは、ろう者の定義も含めてという意味ですか。

委員：前文に入れるのは、日本手話がここの部分でいう——メインという言い方はだめなのかもしれないんですけども、日本手話の理念は前文に置いておくということ。「ろう者」というのは、条文にもいくつか出てくるので、それは、一般で皆さんが思う「ろう者」との区別を付けるという意味で、「ろう者」だけは、第二条に入れておいたほうがいいのかというふうに思います。

委員：理解しました。私も、「ろう者」について、読んだ人がどういうイメージを持つのかということ、明らかにしておくべきかなと思います。ただ、「ろう者」だけで項を起こすのは、バランス的にどうなのか。他の内容——ここでは、「手話の普及等」というのも定義をされていますが、他の語句もあったほうが。条文にしたときに、一つではなあという気がするので、その辺はテクニックの問題なのかもしれませんが、定義をすることについては、私は賛成です。

委員：他はいかがですか。

委員：ちょっと事務局にお伺いしたいんですけども、神奈川県の場合は定義をされた。他県では定義をしていない。定義をしていない県で、定義をするかしないか議論があったの、そういったところについて、分かる範囲で教えていただきたい。

事務局：他県でその議論があったかどうかというのは把握していませんが、神奈川県で載った理由は、聴覚障がい者団体から、「是非入れてほしい」という申入れがあって、この条項は載せたというふうに聞いております。

委員：他県で定義をしなかった理由だとか、あるいは、障がい者の方々、障がい者団

体によって色々思いも違うのかなというところもあるんですが、そういったところをもうちょっと探ってから判断のほうがいいのではないかなと思います。

委員：私も委員の意見と同じで、三重県で作るわけですから、三重県の当事者の方が、そのことをどう受け止めているのかということを知らないままに、私たちが勝手にするというようなことはどうかなというふうに思います。きちんと定義をされたほうがいいのかということをお願いしていただくほうがいいのではないかなと思います。

委員：他にいかがですか。

そうしましたら、ここについては、基本的に日本手話の定義については、わざわざ定義としては起こさず、前文のほうで検討する。「ろう者」の定義については、一般の方によって、「ろう者」という言葉の意味がそれぞれ違う可能性があるということもお話がありまして、定義をしたほうがいいのかというお話もありましたので、一度ここは、他県の定義をしなかった例の調査と、今言われた、神奈川は当事者団体のからの声があって入れたという話もありましたので、三重県においてもどうなのかということを確認のほうで調査をした上で、たたき台の中で、表現の仕方を考えさせていただきます。そういうことを踏まえた中での提案を次回させていただくということよろしいですか。

(異議なし)

それでは、「第2 定義」のところは以上としまして、次に5ページ目をご覧ください。「第3 基本理念」について議論いたします。参考条文を掲載していますので、事務局に朗読させます。

事務局：基本理念は、神奈川県のもを掲載しております。

- ・手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできたものである。
- ・手話は、ろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現のための意思疎通及び情報の取得又は利用の手段として必要な言語である
- ・手話の普及等（手話の普及、手話に関する教育等の振興、その他手話を使用しやすい環境の整備など）は、上記の2点について県民の理解の下に、推進されなければならない。

委員：ということで、基本理念のところなんですが、これは神奈川県が一番ボリュームが多かったので、ここを引っ張ってきて、参考文として置いてあります。これに関連する意見は、ここに書かせていただいたように、6つ。色々意見をお願いしておりますけれども、改めて委員のほうから意見はございますか。

おおむね論点のところ書かせてもらいましたように、「独自の言語体系を

有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできたものである」といったようなことを明記することは、前回の検討会の際の皆さんからの意見にもありますように、手話は独自の文化を持った言語であるということはしっかり書いてほしいという意見がかなり強かったと思いますので、基本理念としてそのようなことを入れる。先ほどの議論にもありましたように、ろう者同士あるいはろう者とうろう者以外の者が、相互にコミュニケーションするための重要な手段であるというような趣旨のことが、この中には当然含まれているという解釈で、先ほどの議論からいっていいのかなと思います。そんな形で論点には書かせていただきました。いかがですかね。そのような形でよろしければ、そんな趣旨でたたき台を作らせていただきます。

委員：先ほど委員が、1条で言った目的の部分のところ。目的はわりと短くシンプルに書くので、ろう者同士の意味もありますよというところを匂わせていたんですけども、例えば、基本理念では、2項目のところ、「ろう者同士又はろう者とうろう者以外の者が相互に」といったことをしっかりと条文に書き込むということもできるかなと今思ったんですけども。

委員：なるほど。そういう意味は当然なんだけれども、ろう者同士ということの基本理念では書いてもいいんじゃないかということですね。他にいかがですか。

委員：一つ目で、ここにこそ「日常生活」という普通の生活という意味の言葉が書かれているので、「知的で心豊かな」というのは、非常に観念的な言葉ですから、「安全・安心な」は、ここにこそ必要かなという気がします。最初に書いてあれば、それで全てが網羅されるというのであればいいんですが、日常生活にこそ「安全・安心」は必要かと思えますけれども。

委員：なるほど。というご意見。他にいかがですか。先ほどのご意見も含めて、今、お話もありまして、「安全・安心な地域社会」という表現、あるいは「日常生活」という表現で、当然両方入れるというのもありかも分からないですけど、たたき台を作る中で、「両方に入れると、文章上どうか」という議論も事務局とさせていただきながら、両方か、どちらかということで、たたき台のところでは、一度そういう整理をさせてもらってもいいですか。

委員：是非そうしていただけたらと思います。

委員：では、「安全・安心」という言葉は、そういう整理を一度正副で議論して、たたき台の中にどういう入れ込みをするかは検討させていただきます。他によろしいですか。基本理念のところは。

委員：ちょっと確認ですけども、「手話は」ということで始まって、「ろう者が知的で心豊かな」と、手話というのは全体的に大きな手話を指している中で、次に「ろう者が」と、少しろう者の中に入ってしまいうんですけども、こういったところが今後も出てくるので、非常に気になります。こういったところは、前段の先ほどの整理に紐付いて整理していただけるのか。ここは、こういう表現

になってしまうのか、どうなのかなということが心配なんですけれども。

委員：先ほどのところと一緒に、たたき台を作る中では、一度そこは整理をして、この「ろう者は」という書き方をした時の意味合いですよね。その全体を含んでの意味と違うのかどうか、他県の事例も調査をした上で、たたき台では整理させていただきます。

他にいかがですか。

委員：この基本理念の一番下のところですけども、手話の普及云々とあって、2点について県民の理解の下に推進されなければならないとあります。それと、次の「第4 県の責務」なんですけれども、ここに、そのように似たことが書いてあるんです。「県は、ろう者及び手話通訳者の協力を得て、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解を求める」とあります。こちらは、「県民の理解を求める」。こちらは、「県民の理解の下に推進しなければならない」。第3のほうはいらぬのではないかと思うんですが。

委員：すいません。これはあくまで参考で引っ張っているだけです。第3のところは、神奈川から引っ張っていますし、第4のところは、鳥取から引っ張ってきたので、整合性は今回はまだ。たたき台ではありませんので、たたき台のときには整合性は取っていかうと思っています。これはあくまで、議論しやすいように仮置きしてあるということでご理解いただきたい。その上で、委員は、どっちのほうか。第3に書いてあるほうがいらぬ。

委員：私は、基本理念のところを書く必要はないと。県の責務のほうで書けばいいと。

委員：なるほど。この「県民の理解の下に推進されなければならない」という言葉が両方にあるかという意味合いですね。

委員：片方で。できれば、県の責務のほうに載せたほうがしっくりくるというふうに思います。

委員：はい、分かりました。

委員：確かに、なるべく重複しない表現は大事なかもしれませんが、神奈川県の基本理念というのは、前二つが目的をさらに落とし込んできた大切な根幹部分で、結局その後に各論で述べる色々な県の基本的施策——それが手話の普及等ということなんですけれども、それはあくまで前二つがあって、その下に行われる施策なんですと第3条が述べていると思うんです。それを実行するのが県ですと明記するのが第4条なので、私はそれは大事かなと思うんです。

委員：そうしましたら、基本理念のところの書き方は、次に議論いただく県の責務について、委員の話で絡みがありますけれども、どういう表現にさせていただくかは、たたき台の中で整理をさせていただきたい。両方を書くことが重なって不自然だなということなのか、ここは目的と手段をごっちゃにしないためにも書いたほうがいいのかを一度整理をさせていただいて、次回提案させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。他によろしいですか。

(異議なし)

それでは、次に、6 ページへいかせていただきます。6 ページをご覧ください。「第4 県の責務」と「第5 市町との連携及び協力」あるいは「市町の責務」について議論いたします。参考条文を掲載しておりますので、事務局に朗読をさせます。

事務局：それでは、読ませていただきます。県の責務は、鳥取県のものを参考にすべきとの意見が多かったので、鳥取県のほうを掲載させていただいております。

「県の責務」。①県は、基本理念に則り、市町村その他の関係機関と連携して、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進する。②県は、ろう者及び手話通訳者の協力を得て、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解を深める。

「第5 市町村との連携及び協力」。県は、この条例の目的及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に当たっては、市町村と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

委員：というところがございます。これについて、色々ご意見がそれぞれあります。論点のところを3つ整理しました。皆さんのほうから改めてご意見はございませんでしょうか。

委員：私が書かせていただいた人材の育成ですけれども、論点に書いていただいているように、「環境の整備」に入るのならば、それでも結構です。

委員：そういうことですね。

委員：私は、やはり責務のところこだわっております。連携というふうになっているんですけれども、行政としては、条約上の規定を守るような責任があるんじゃないかというような意味で、県条例であっても、市町においても、そのあたりを強化すべきじゃないかという思いで、責務というふうに書かせていただきました。

委員：他にいかがでしょうか。

委員：鳥取県の「県の責務」を見ていて、知事が提案した条例だから、こういうはっきりした条例になっているのかなと思って、他のものを見ていました。議提条例であっても、県の責務は言い切っているので、それなりに明確にした方がいいというふうに思います。一方で、市町については、県の責任で連携協力を呼び掛けていくという内容でいいかなと思います。市町との連携協力については、やはり「努めるものとする」とか、そういう表現がいいのではないかなと思います。

委員：他にいかがですか。これ一点、3のところですがけれども、第4と第5、県の責務と市町との連携協力について、二つ一緒に議論していただこうかなと思ったのは、市町との連携及び協力若しくは責務として起こす場合に、第4の県の責務のところ、「県は、基本理念にのっとり、市町その他の関係機関と連携し

て」云々と書いてあるんですけれども、この部分が重なるので、取ったほうがシンプルなんじゃないかなということも正副で議論してしまして、それで、この3つ目の論点を書いたんですけれども、当然、第5条があるわけですので、重なるかなということも、もしよろしければ、ここは取らせてもらってもいいのかなと思うんですが、それについてはよろしいですか。ここは重なるから取ると。

そうすると、「市町の責務はいる」という意見と、「連携協力だろう」という意見がありました。前回の時にも検討会の中で議論があったので、我々正副のほうでも色々調べてみました。地方分権一括法以来、市町あるいは県、国の関係は対等だという中で、県条例をこれまで作っている中で、「市町村の責務」と言い切っているものはなかなかないんですね。やはり法律上は対等ですので、そこへ県が責務を市町に課すということがいかなものかという議論が一方ではあります。そのことを考えると、他の条例との兼ね合いを考えて、この手話言語に関する条例だけ市町に責務を課すというのが、他との整合性が難しくなってくるのかなということも考えると、委員が言われる趣旨はよく分かるんですけれども、当然市町にもやっていただかなければいけないし、行政体として、公の責任としてやってほしいという思いは当然なんですけど、条例にそれを書いちゃうと、他との整合性とか、あるいは地方分権一括法の趣旨とかを考えると、ちょっと無理が出てくるのかなと思います。そういう意味では、思いを込めて当然、市町にも関係してほしいという条は作るんですけれども、これは、県の責務で連携協力していただいて、やっていくという形でないと無理があるのかなと思ったのですが。

委員： 県の責任で市町と連携協力して、きちんと手立てをとっていくという、そういう強いものにならないとだめだなと思いますので、その辺りを強化をしていただくという意味です。別に、市町にどうしても押し付けるというものではないかなと思いますので、譲歩させていただいても結構です。

委員： 分かりました。貴重な譲歩をいただきました。

委員： きちんと県の責任で、というのをしっかりと明らかにしていただければ。

委員： 県条例を作っていくわけですので、県の責務はしっかりと書いて、当然市町との連携をしっかりとやっていただきながらやっていくということで、そこは明確に書いていくということでもいきたいと思っています。市町の責務まで位置付けるというのではなくて、先ほど委員からも言っていたように、市町については連携協力をしっかりと書き込むという形で、たたき台の中では作りたいなと思っていますので、よろしくをお願いします。

他に、この項目でいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、そのように論点を整理した上で、たたき台を作らせていただきます。

それでは、次に7ページ目をご覧ください。7ページ目の「第6 議会の責務」について議論します。議会の責務を条例に明記すべきとの意見をいただい

ておりますが、改めて論点を中心に、委員の皆さんの意見をいただきたいと思
います。

これは、他の3つの条例にはありませんので、参考条文は書いてありません
けれども、議会の責務を明記することについて、提案をいただいております。
論点のところにあるように、議会の責務も、一般的には「県」と書くことで、
県全体ということに含まれてくるのではないかなということもあるんですが、
改めてご意見はいかがでしょうか。

委員：一応うちの会派でこの辺のことについて議論をさせていただきました。先ほど、
座長が言ったように、「県の責務」というものがあるので、議会の責務を明文
化して置くことについては、やりづらいというか、厳しいだろう。できれば、
県の責務という形で包含したほうがいいのではなかろうかと。私としては、条
例として挙げたらどうかという意見もございませぬけれども、この項については、
省いてもいいのではなかろうと思ひます。ここに書いてあるようなことは非常
に大事ですけれども。

委員：他にいかがですか。

委員：私も、先ほどの委員と同じなんです、会派で話している中で、県の条例です
から、責任は知事にある。議会は関係ない——関係ないことはないですけれど
も、ここで議会の責務を県の条例に謳うのはおかしいのではないかという意見
がありました。

委員：他に。

委員：この項を立てた意義は、おっしゃるとおり、条例というのは、議提で上げたと
しても、公布は県がやってしまいますので、県のものになってしまう。だから
こそ、「この条例は議会が提案者なんだぞ」というのをどこかを謳いたいとい
う思いがあったので、議会の責務というのを敢えて設けました。ただ、議会な
ので、施策はなかなかできないんですよね。ですから、県議会としては、手話
を通じてろう者への情報の発信をしていくんだということを、責務ですから具
体的には書けないんですけれども、率先してやっていくんだというところを出
したかったというところなんです。

委員：その思いは、汲むとすると、提案説明とか。提案説明はもちろん議会がします
ので、そういうところで議会の思い——議会も率先してやっていくんだとい
うようなものが強く反映されたら、今、条例に県の責務があるのではというご意見
がある中で、委員が言われている思いを書くのは、提案説明とかで表現してい
く。具体的なことは、ここにも論点で書かせてもらったんですが、実施計画又
は議会の中での申合せなどで決めていくことであると思ひるので、そういう形
であればいいということですか。

委員：もちろん、提案説明等や前文に書くというやり方もあって、それも一瞬考えた
んですが、チャレンジングで入れてみようかなと思ひました。もしよろしけれ
ば、次回に文案を用意したいと思ひますので、その後でご議論いただけませぬ

でしょうか。

委員：僕も委員と全く同じでして、議会改革先進県として、こういう三重県議会独自の特色があってもいいのかな、面白いのではないかなと思っています。引き続いてこれからも県民の声を聴きながら、政策条例をやっていく議会なんだよという意味合いも入れて、ちょっと冒険を皆さんとしたいなと思います。議会の誇りとしても。

委員：私自身は、まだどちらというものでもないんですが、しっかりと議論をしていくことの過程がすごく大事だというふうに思いますし、条文の中にそれを入れるのがどうなのかというのは、そういう議論の中でしっかりとやってこそ、この検討会の役割もあると思いますし、三重県ならではのものを作る——委員の言われた、議会改革推進県としましても、非常に大事なところではないかなと思います。ここの部分に関しましては、せっかく次に委員も出してくるぞというふうなことを言われたので、そういうところからしっかりと議論、検討していくべきではないかなと思います。

委員：今のところについて、事務局さんにもできたらお願いしたいんですが、他の自治体で、議会基本条例以外の議提条例で、議会の責務を置いているような条例は他にあるのか。

委員：たしか、既に調べていただきましたよね。

事務局：他県のほうは調べていないんですが、三重県議会の議提条例の中で、議会の責務というのを入れた条例というのは1本だけございます。その中身というのは、議会の役割として監視機能を行っていく、そういった文面になっております。それぞれの施策に関しての責務という形ではなく、議会が基本条例に基づいて行政の監視機能、チェックをしていく。そういった形の条文になっております。

委員：議会基本条例には、議会の責務はどこも入っているかと思うんですけども、もっと県外の、面白いものがあったら。自分でも調べますけれども。

委員：そうしたら、ここについての調査は、三重県内の話だけ正副座長で話していた時にありましたので、他県でそういう事例があるのかを、どこまで可能かどうかですが、一度確認した上で調べさせていただきます。今、委員もせっかくここの議会の責務の文案を一度自分で考えて提案したいというお話をいただきましたので、ここについては、正副というのではなく、委員案を次回の検討会の時に、たたき台を作って出す中に加えられるものかどうかという形で出させていただきます。

事務局：先ほどの責務の部分なんですけれども、議会基本条例ではなく、別の条例——地域づくり推進条例の中で、「議会の役割」として、「基本条例の趣旨にのっとり、知事等の事務の執行の監視及び評価、政策立案及び政策提言等に努めなければならない」と、こういった議会基本条例を引用した部分というのは「議会の役割」といった形で載っております。

委員：すいません。一点、確認をさせてください。今、事務局が言われたのは、地域づくり推進条例の中に、「議会の役割」として謳っているということですか。

委員：そうです。

委員：すいません。もう一つ。委員に質問なんですが、それはあくまでも議会の「責務」としてということですか。

委員：役割と責務。「責務」のほうがたぶん責任が重いことになってくると思うんですけども、少しそれは検討します。今、自分の中ではどのレベルなのかということはまだ考えていないんですけども、できたら責務という強い思いで書きたいんですが、ちょっと条文を見て考えます。

委員：先ほど申し上げましたが、委員から提案をと言っていたいただきましたので、次回の検討会でたたき台を出していただくということでお願いできたらと思います。それを踏まえて、皆さんのほうで議論いただいて、正副案に入れていくのかどうかの議論を次回の検討会でしたいと思いますので、よろしく願います。

それでは、続いて、「第7 県民の役割」について議論いたします。参考条文を掲載していますので、事務局に朗読させます。

事務局：「第7 県民の役割」。①県民は、この条例の目的及び基本理念を理解するよう努めるものとする。

②ろう者は、県の施策に協力するとともに、この条例の目的及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

③手話に関わる者は、県の施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上、この条例の目的及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

委員：というところですが、第7のところについては、そんなに多くの意見を頂いていないんですが、「三県のものを参考に」という意見をいただいています、いかがでしょうか。県民の役割は、だいたいどこの県も同じなんですけれども、よろしいですか。ここは、こういう形で。多くの意見も特にありませんでしたが。

(異議なし)

では、第7については、そのようにさせていただきます。

それでは、「第8 事業者の役割」について議論いたします。参考条文を掲載していますので、事務局に朗読させます。

事務局：「第8 事業者の役割」。事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

委員：というところで、これについては、ご意見をいただいておりますが、改めて皆さんのご意見はいかがでしょう。

委員：前回も申し上げましたが、神奈川の場合は、事業者が手話の使用に関して配慮する旨の条例というふうにあったんですけども、そうなりますと事業

者が手話をできる人を雇わなければならないとか、手話を勉強できる職員を雇わなければならないというふうになりますので、そこまでやってしまうとろう者の雇用の門戸を狭くなるということにもなりかねませんので、そこまで私は縛る必要はないというふうに思います。第8の案の方を掲げていただいておりますけれども、このくらいにさせていただいた方がろう者に対してもいいんじゃないかなというふうに感じます。以上です。

委員：今、委員がおっしゃったように、私もその辺の形でいいと思います。実際、企業でこういう障がい者の方を採用されている会社もあります。その中で非常に周りがそういった環境の整備をされながら、しっかりと肩を支えておりますので、それをあまりにも厳しくすると、採用側として控えることもありうるので、できたらこういう形でお願いしたいと私は思いますので、よろしく願いいたします。

委員：他にはいかがですか。先ほどから意見が出ていますように、あまり事業者を縛り過ぎるような内容にしても、かえって、逆に良くないんじゃないかというお話もありましたので、事業者をあまり縛り過ぎることにならないように配慮しながら、かつ条例の目的を超えない範囲での制定——神奈川県も参考にしながら、たたき台を作らせてもらうという形でよろしいですかね。ここの項目については。それでは、今出たご意見を参考にここはたたき台を作らせていただきます。

それでは続きまして、9ページ目をご覧ください。「第9 観光旅行者その他の滞在者への対応」について議論します。参考条文を掲載していますので、事務局に朗読させます。

事務局：こちらのほうは京都市の議提条例で観光旅行者に関する項目がありましたので、そちらを参考に掲載させていただいております。本市、市民及び事業者は、もてなしの心を持ち、手話を必要とする観光旅行者その他の滞在者が、安心して滞在することができるよう、必要な施策を実施し、手話への理解ある対応をし、又は利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

こちらの解説につきまして、パブリックコメントの中に掲載させていただきましたので、読ませていただきます。この内容は次のとおり。①手話を必要とする観光旅行者や滞在者の方が、安心して滞在することができるよう、必要な施策を実施するよう努めること。これが京都市の責務。

②手話への理解のある対応をするよう努めること。こちらが市民の役割。

③利用しやすいサービスを提供するよう努めること。こちらが事業者の役割となります。

委員：ということです。これは3県には例がありませんので、あくまで参考ということで、京都市の事例をおかせていただきましたが、前回の検討会のときにも皆さんの方からもいろいろご意見があった中で、本県独自のものとして観光というのはいるんじゃないかというご意見がありましたので、参考をおかせていた

だきましたけど、委員の皆さんからご意見等ございますでしょうか。

こういう条項を入れるかどうかも含め、入れるのであればどういう形にしていこうというご意見がもしあれば。ここの論点のところに書かせていただきましたように、特に2のところなんですけれども、県の責務とかがある中で、別の項で設けてあります。あるいは県民の役割とか、先ほどありました事業者の役割というのがある中で、改めてまたここに役割を規定するようになると、両者の優先順位とかがどうなるのかなと整理をする必要があるなという議論をしておりました。例えばなんですけれども、そうは言っても観光については、やはり三重県は入れているべきだろうということであるならば、なかなか観光について県民の役割とか、ここに京都が書いてあるような、あるいは事業者の役割まで観光についての項目で課すというのは非常に難しいのかなというふうには正副座長で議論したときに思っていました。例えば、入れるのであれば、京都の例でいう市の責務ですよね。京都市の責務ということはいわゆる県の責務ということで、先ほどの第4条が県の責務だったと思うんですが、県の責務第4条で、鳥取県の事例では2つあるんですけれども、この中に、例えば鳥取県の事例で3つ目として、この観光で——委員も言っていたいたような趣旨の、例えばおもてなしの理念に基づくろう者の観光旅行者や滞在者の方への必要な施策を実施するように努めるとか、県の責務のところへ入れ込む形のほうが1個あるよりもいいのではないかなというのは、正副では議論をしていたところなんですけど、もし入れていくというのであれば、そこかなと。あるいはそもそもいらんんじゃないかというのであれば抜くということだと思っただけなんですけど。今の段階でもしご意見があれば。

委員：先ほどの市町の責務との関係で、実情を全て知っているかといったら知らないんですよね。自分の経験した範囲しか知らないんですが、基本的権利として、市町においてもどこの行政窓口へ行ってもきちんと対応してもらえるかとか、議会関係へ傍聴したときにきちんと応じてもらえるかとか、基本的なところがしっかりと押さえられて、観光というのわかるんです。だけど、それに特化をしてこれをということになると、基本的なところについてはどうなのかと、しっかりと押さえべきところは押さえるというのがこの手話言語の条例を三重県で出すという基本になればならないんじゃないかなというふうに思うんです。

ですので、それとの整合性とかを考えて、基本的なところはしっかりと権利としての押さえ方をしてもらわんと、ここにだけ特化するというのがちょっと。もちろんいいと思うんですよ。三重県が観光県であってというのはいいと思うんですけど、どうも押さえられないんです。ですので、元へ戻るようなことにもなるかもわからないんですけれども、その辺りがきちんとこの条例検討会の中で、全ての方に権利としてのそれが押さえられるというのがあって、そしてまたこの条文も入れるような形での構成というのが望ましいんじゃないかな

とっております。

委員：先ほどの市町の責務との関連でいいますと、その市町の責務をここに規定するのは、地方分権一括法の精神からいうと望ましくないという形だと思うんです。それと違ってこの観光を取り出したのは、別になくても、十分今の条文でカバーはできると思うんですけれども、せっかく三重県が観光というところを打ち出しているところと、ろうあ連盟に行ったときに伊勢市の観光ボランティアの手話通訳のお話をされていたので、その話を聞いたときにやっぱり入れるべきかなと思ったんです。非常に評価をしていただいていたところなので、そういう意味でいうと手話通訳の先進地なのか、そこまで分かりませんが、手話通訳を観光ボランティアに入れているというところの取組をしている県の条例だからこそ、あえてその部分だけ二重に取り出したというところなので、市町の責務の部分とはまたちょっと違うと思います。というのが私の意見です。

委員：他にいかがですか。

委員：この観光に関するものとしては、私自身は三重県の特徴を出す一つとして観光と防災ということを考えていまして、それを入れていたんですけれども、ただ、どこに入れるべきなのかというところは自分の中でもまだよく分かっていませんでした。それと観光のことについては、京都市がこの条例の中で制定をされたという記事を見たときに、やはりどこかには入れる必要はあるかなと、自分では思っていました。ただ先ほど申し上げたように、どのような形であるのかというところはまだ落ちてないんですけれども、先ほど座長がおっしゃられた、戻りますが、私も実は先ほどそうなると思って、この市町との連携協力若しくは役割という県の責務というところに戻るのかなと思って先ほど見ていたんですけれども、おっしゃられたように、三重県では、市町に関しては責務というよりも役割と、それは同列だということ为先ほどおっしゃられた部分というのは、私も最初の頃に説明を受けたときに、そういう話がこの中に出てきたと思ったんです。そこに観光の部分を入れるのであれば、市町がというところの部分として理解をされるというような、ちょっと文言はよくまだわかりませんが、入れるんだしたらこういうことにも関連してくるかなというふうに思っていました。まだ、どういう文言が必要かとか、条文がというのは、はっきりはしていないんですけれども、ここにもう1回戻って、戻るといいますか、次のときにでもこういうところで議論もしていくということも必要かなというふうには思いました。

委員：他には。

委員：1つ説明をするときに忘れていたんですけれども、さっきの防災の視点もそうなんですけど、今回、各論の部分で防災とか交通事故とか、トラブルのときに手話の必要性をおっしゃっていたので、具体的な施策では、そういう防災とか交通事故といったところの対応というのは具体的な施策に盛り込むべきなんです。

すけど、観光はあまり具体的施策の違いってないんですよね。だけど、どこかで聴覚障がい者の方も観光等を楽しんでいただきたいと思うと、特出しをして理念だけ出しておいて、だけど具体的な施策は県の施策として一律やっていますよという意味でここに入れたんです。本当は観光も各論の中に入れてみようかなと初めは考えていたんですけど、なかなかそれを各論に持ってくるのは難しいなと思ったので、ここに入れたという経緯が私の中にはあるんです。

委員：他には。

委員：私もこの部分に入っているのがどうなのかなと、ちょっと違和感を感じていまして、正副座長の方で少しそういったことも検討されてということで、県の責務の方へというお話がありまして、私も入れるのであればその部分かなという思いがあります。それと、委員が言われたように、ろう者の方又は聴覚障がい者の方にとって、まず生活の基盤となるところがこの条例でがっちり保障していただくことが一番重要であると考えていますので、非常に三重県として観光という部分は大事なんですけど、ちょっとここで特出しで大きな事業者の役割等々、並列で並べるところには少し違和感があります。

委員：他いかがですか。

委員：今、おっしゃったように、その辺の中で、一応正副座長で検討していただいて、次回提案していただければと思います。よろしくお願いします。

委員：よろしいですかね。そうしたら今、だいたい皆さんのご意見聞かせていただいておきますと、観光という言葉を全く入れるなということではなく、入れるにしても入れ方、どこへ条文として入れていくかということについては、一度検討がいるなというご意見でしたので、先ほど正副で議論していたことも少しご紹介もさせていただきましたけれども、県の責務のところもどうかなという議論は、たたき台を作る中でしているところですので、その辺りを今日のご意見を参考にたたき台を作らせていただきたいと思いますので、それを元にまた議論いただくということをお願いしたいと思います。

それでは続きまして、10 ページ目にいきます。10 ページ目の「計画の策定及び推進並びに協議会等」について議論いたします。参考条文を掲載していますので、事務局に朗読させます。

事務局：こちらは計画の策定及び推進です。手話の普及を含め手話が使いやすい環境の整備をするために必要な施策はいずれの計画において定めるかということで、鳥取県と群馬県におきましては、障害者基本法に基づく障害者計画で定められておりますが、神奈川県は別途新たな手話施策に関する計画を策定しているということでございます。そちらに関する協議会についても、群馬県、神奈川県については規定がございませんが、鳥取のほうでは協議会の設置を規定しているところでございます。

委員：というところで、第10条ですが、ここについては本当に多くの意見をいただいておりますので、改めてこの論点のところ整理もさせていただきます。

ども、この論点を中心に皆さんに意見いただいておりますので、改めてご意見をいただけますでしょうか。

委員：やはり私たちは、健常者の立場で自分の範囲内の狭い意味で捉えているところが多いんですが、当事者の皆さんの意見がしっかりと盛り込まれるような施策が必要だと思いますし、そういった意味では審議会等、協議会的なものを位置づけて作っていくということが基本にならないと具体化がなかなか難しいのではないかなと思いますので、是非これは盛り込んでいただきたいと思います。

委員：他いかがですか。

委員：県の当局はこういうことに対してどういう見解を持っているかとか、探った上で入れるか、附帯決議にするかと判断すればいいんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

委員：他いかがですか。

委員：この計画の部分ですけれども、案の1と2がありますけど、私の考えとしてはこの手話言語条例も障がい者施策の1つだと思っていて、その後にこの前も議論したようなコミュニケーションの手段等々もどうこれからやっていくかということもあると思うので、基本は県が定める障害者計画の中において、そこの連携というのにしておいた方がいいのかなというふうには思います。

委員：他いかがですか。ここは概ね前回の皆さんの意見でも、もちろん計画作るべきだし、推進体制はある、当然協議会も作るべきだという意見だったかなと思ってまして、あとは委員も言っていたように、執行部との協議をした上でやっていく必要があるなと思っています。

特に計画の部分であれば、この案2つありますけど、どっちにおく方が執行部として執行しやすい、運用しやすいのかということも聞いたりする必要があると思いますし、協議会についてもしっかり我々としては書き込みたいという意向、皆さんの強い思いはあるということを伝えた上で、執行部と協議する必要があると思います。一度ここの各論の10番目のところについては、正副座長で預らせていただいて、たたき台を作るにあたって一度執行部と正副の方で協議をして、たたき台の中に反映させていただいて、執行部の意見も聞いた上でまた改めて議論させていただけたらなと思いますので、それでよろしいですかね、ここの項目については。

(異議なし)

では、そのようにさせていただきます。

次に、11ページをご覧ください。「第11 手話を用いた情報発信等」について議論いたします。これはろう者の方にとっては手話を用いた情報提供等に当たるかと思いますが、これに関連して防災や災害時における情報提供等も含めて議論いたします。参考条文を掲載していますので、事務局に朗読させます。

事務局：それでは、まず「第11 手話を用いた情報発信」。①県は、ろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努める

ものとする。

②県は、ろう者が手話を使い手話による情報を入手できる環境を整備するため、手話通訳者の派遣、ろう者等の相談を行う拠点の支援等に努めるものとする。

それから、災害につきましては、他の3県にはないんですけども、埼玉県のほうが今議提で進めていまして、こちらパブリックコメントを出しておりますので、そちらのほうも参考に朗読させていただきます。

「情報へのアクセス」。①県は、ろう者が県政に関する情報を円滑に取得することができるよう情報通信技術の活用配慮しつつ、手話を用いた情報発信の推進に努めます。

②県は、災害その他非常の事態の場合に、ろう者が手話等により必要な情報を速やかに取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、必要な施策を講じます。

委員： ということで、今ご説明いただきまして、特に前回、ここはたくさんの意見を各委員からいただいておりますけれども、災害時の対応等々については、他の3県には規定がございませんので、参考までに今埼玉県で議論されている内容をちょっと参考文として付けさせていただきましたが、こういうことを入れるかどうかも含めて、あるいは入れるのであればどういうふうに入れるべきだとか、皆さんのご意見を改めて聞かせていただけますか。

委員： 下の意見の3のところちょっと条文の具体例を出させてもらったんですけども、1項は情報発信の総論的な項を立てて、2項は平常時の県の情報発信の手段、3項は災害時の情報発信の手段ということで、埼玉県議会の2項の方が少し文章がこなれているなと思うんですけど、こういうような趣旨を3項目に加えたらどうかなというふうには思っております。

委員： 他にいかがですか。ここは、皆さん概ねこういうことを入れてほしいという趣旨だったのかなと思いますので、今、委員も言っていただきましたが、埼玉県のこの条文も参考にしながら、3項目にしっかりそういうものを入れていくということで、一度たたき台を作らせていただけたらなと思いますが、よろしいですかね。

(異議なし)

では、そのようにたたき台を作らせていただきます。

続きまして、12ページをご覧ください。「第12 手話通訳者等の派遣体制の整備」について議論します。参考条文を掲載していますので、事務局に朗読させます。

事務局： 「第12 手話通訳者等の派遣体制の整備」。県は、手話通訳者等及びその指導者の養成及び研修に努め、市町村と協力してろう者が手話通訳者の派遣等による意思疎通支援を受け入れられる体制の整備及び拡充に努めるものとする。

委員： ということで、ここもいろいろ皆さんから重要な意見をいただいておりますけ

ど、いかがでしょうか。だいたい皆さんの意見もこういう形の文言で網羅されているのかなと思っているんですが、前回とか先ほど議論していた目的のところで人材育成ということの話もいただいていたので、具体的にはこの部分かなと思っているまして、ここでも書いてもらってあります。例えば、これもちょっと正副で議論していたときに、できれば「人材育成」という趣旨をもうちょっと出そうと思うと、このタイトルなんか「手話通訳者等の派遣体制の整備」というふうに群馬県は書いてあって、だいたい他県もこんな感じなんですけど、例えばタイトルの見出しとして、「手話に関する人材育成等」とか、そういうタイトルにして、この内容にした方がおそらく皆さんの言っている意見もそのほうがしっくりくるのかなという話をしておりまして、できたらたたき台はそんな形にして、人材育成ということを中心にできたらなということをお願いいたしたんです。そんなところでたたき台1回作らせてもらっていいですかね、この項目については。

(異議なし)

では、そのようにさせていただきます。

それでは続きまして、13 ページ目をご覧ください。「第13 手話を学ぶ機会の確保等」について議論いたします。参考条文を掲載していますので、事務局に朗読させます。

事務局：「第13 手話を学ぶ機会の確保等」。①県は、市町村その他の関係機関、ろう者及び手話に関わる者と協力して、県民が手話を学ぶ機会の確保等に努めるものとする。

②県は、手話に関する学習会を開催する等により、その職員が手話の意義及び基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するものとする。

委員：というところで、これについては1点、意見をいただいているんですけども、いかがでしょうか。他の委員の皆さんも含めて。

委員：これ論点に書いてもらってある大学の自治に抵触するということなんですけど、そうすると例えば、工業高校の専攻科だとこれは大学の自治には抵触しないんですかね。これ事務局にお聞きしたいんですけど。

事務局：大学の自治に関しましては、基本的には学校教育法で大学と位置づけられているものが対象となりますので、短期大学等についてはこれに含まれると解釈されると思いますけれども、高等教育機関ですとか、工業高校の専攻科につきましてはちょっと大学と同等なものかどうか調査をさせていただきたいと思います。

委員：これも大学全般というわけではなくて、県立高校なので、設置者として県が取り組む姿勢を出すという意味でいうと、大学の自治には抵触しないのかなと思っていますので、その辺を少し調べていただければなと思います。

委員：他にいかがですか。ここについても、手話を学ぶ機会の確保というのは、当然、群馬県で書いてもらってあるような内容1、2が必要かなということと、委員

が書いてもらっている部分を、これもちょっと正副で議論していたのは、第3項を設けて、例えば、ここにある医療や看護、介護等を目指す専攻科や専門学校の学生が手話を学習するよう県が支援するとかですね、そういった医療、介護、看護等の部分書いていただいています、その辺りのもう1項設けてもいいのではないかなという議論はちょっとしてはいたんですが、そういうのを含めて1回ここもたたき台を作らせていただけたらなというふうに思っているんですけど。

委員：私の意見は、ひよっとすると書いた場所を間違ったかもしれないですけど、どちらかというところの14の学校における手話の普及というところなのかなと思ってはいたんです。そのろう児等々というのも、14条1項にある部分なので、ごめんなさい、ひよっとすると、13条と書いてしまったかもしれないですけど、ここに書いてある意見は14条のものとして考えております。

委員：わかりました。その辺も含めてたたき台を作らせていただきたいということで、13のところはいいですかね。

(異議なし)

それでは次のページへ行ってください。14ページです。「第14 学校における手話の普及」について議論いたします。参考条文を掲載していますので、事務局に朗読させます。

事務局：「第14 学校における手話の普及」。①聴覚障害のある幼児、児童又は生徒（以下「ろう児等」という。）が通学する学校の設置者は、ろう児等が手話を獲得し、手話で各教科・領域を学び、かつ手話を学ぶことができるよう、乳幼児期からの手話の教育環境を整備し、教職員に手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努める。

②ろう児等が通学する学校の設置者は、この条例の目的及び基本理念に対する理解を深めるため、ろう児等及びその保護者に対する手話に関する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援に努める。

③ろう児等が通学する学校の設置者は、前2項に掲げる事項を推進するため、手話に通じたろう者を含む教員の確保及び教員の専門性の向上に関する研修等に努める。

委員：ということで、ご説明いただきまして、関連する意見、ここに先ほどの委員の意見も入るということですが、何か皆さんの方からご意見等ございますでしょうか。

委員：前回、特別支援学校等においては、手話を必須科目としてはどうかという意見を述べさせていただきましたが、これも聾学校で調査をさせていただきましたところ、そういう入れる授業の枠がないというのと、わざわざ必須科目としなくても皆使えるということで、それぞれの授業で皆使っているのもう設ける必要はないんじゃないですかというご意見をいただきましたので、この意見は撤回させていただきます。

委員：はい。他にご意見は。

委員：この 14 の中には、聴覚障がいのない子どもさんへの手話の学習というのは含まれているのか含まれていないのか、どうでしょうか。むしろそれは 13 に含まれている。

委員：基本的には主語が、聴覚障がいのある方が主語になっている、あるいは設置者が主語となっているので、設置者が主語になっているところは。事務局、今の質問。

事務局：これは学校の設置者が教育をするということなので、ろう者だけに対してという読み方にはなっておりません。

事務局：学校の設置者が誰に対して教育をするのかということで、聴覚障がいのある幼児、児童又は生徒、いわゆるろう児等に対する教育の規定でございますので、これは聴覚障がいのある子どもさんへの教育についてであって、健常者の子どもさんへの教育については、ここには規定されていないものと理解いただいた方がよろしいと思います。健常者の子どもを含めた健常の方への教育の機会というものは第 13 でということです。

委員：13 で含まれているということで理解をしたんですけれども、特に、我々もそうなんですけど、特に子どもさんの中で聴覚障がいのない子どもさんが手話を知ったり学んだりするということの獲得するものの大きさというのはあると思うんです。例えば、人権意識を醸成していったりとか、本当に共生社会を作ろうというような意識を早いうちから獲得したり、そういう部分がどこかにあってもいいんじゃないかなというふうには思います。

委員：他にいかがですか。先ほどのことは、先ほど言いました 13 の条文を正副で座長案、たたき台を作る中にそのことも考慮した形で、14 ではなくて、13 の方で一度考慮して案を作らせていただきたいというふうに思います。14 のところはいかがですかね。

委員：前回、意見を言わせていただいたように、やっぱりきちんと群馬県のものには必要なことがしっかり入れられていると思うので、これだけの中身を含んだものを学校については是非書き込んでいただきたいと思います。それから、先ほどのご意見ですけれども、普通の聾学校以外の学校についての教育については、人権教育とか障がいというものに対する理解の教育とか色々あると思うんですが、こういう条例とかの中で、その教育内容まで書き込むのはどうかなというふうに思うし、きっといっぱい網羅するものは他にありますので、そこでいけるのではないかなというふうに思うんです。また、正副座長案のほうでそこは整理いただいたらいいと思いますが、私はそのように思います。聾学校については、しっかり規定はしていただくべきです。お願いします。

委員：例えば、13 のところでそういうニュアンスがするようなこともやめておいた方がいいという感じですか。

委員：縛りかけるニュアンスではなくて、できるだけ多くの子どもたちが手話を学

ぶ機会に触れるように努めるということは、いいというふうに思います。ただ、「学校で授業の中で」というと、またそれは学習指導要領の問題で、という話もありましたので、そこまで読み取れるようなものは避けるべきかなというふうには思います。

委員：そのことを一応考慮した上で、たたき台で 13 条のところでもた検討させていただきます。14 条はいかがですかね。この群馬県のを参考に、鳥取とか神奈川県もそうですけど、そういうのを参考にした上でこれもたたき台を作らせていただくということでよろしいですかね。こんな内容でということで。では、そのようにさせていただきます。

それでは次に 15 ページをご覧ください。ろう者による普及等について議論します。参考条文を掲載していますので、事務局に朗読させます。

事務局：「第 15 　ろう者等による普及等」。ろう者及びろう者の団体は、この条例の目的及び基本理念に対する理解を広げるため、自主的に普及啓発活動を行うよう努める。

委員：というところですが、これも 1 人から意見いただいています。

委員：これ、7 条の県民の役割の 2 項でろう者は手話の普及に努めることって書いてある。群馬県の第 6 条を参考にしている。これちょっと、事務局に調べてほしいんですけど、私も群馬県でうっかり聞くのを忘れていたんですけど、かなり重複しているの、あえて置いたのは何なのかなと思って。別にこれはこういう形で置いておいてもいいんですけど、結構重複しているしなという気がする。

委員：これは事務局に調べさせましたので、我々も気になって。ちょっと説明、どうでした。説明を聞いた中ではそのとおりなんです。重複しているなということ。

事務局：そちらの方については確認はしていません。

委員：確認していないんです。

事務局：重複した意味ということですよ。それはまた一度確認させていただきます。すいません。

委員：そしたら、これについては確認をした上で、先ほど言われたように、確かに我々正副で議論しているときに、県民の責務の第 7 条 2 項とほぼ重なっているんですよ。ですので、削除してもいいんじゃないかなと、ここの項目を。完全に重なっている。そういう議論はちょっとしておりましたが、群馬県の経緯も調べた上で、たたき台の中で示させていただきたいと思います。他よろしいですかね、これについては。

(異議なし)

それでは、そのようにいたします。

次に「第 16 　事業者への支援」、「第 17 　手話に関する調査研究」及び「第 18 　財政上の措置」についてまとめて議論いたします。参考条文を掲載してい

ますので、事務局に朗読させます。

事務局：「第16 事業者への支援」。県は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備のために事業者が行う取組に対して、必要な支援に努める。

「第17 手話に関する調査研究」。県は、ろう者及び手話に関わる者が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力する。

「第18 財政上の措置」。県は、手話に関する取組を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努める。

委員：ということで、これについても1人からも意見をいただいて、財政上の措置をしっかりと書き込むようにということですが、このような形で書かせていただきましたが、いかがですか。こういう形で書き込んでいくということでおそらく皆さんの意見もそうであったかなと思いますので、ここについては、群馬県の例を3つ書きましたけれども、これを参考にたたき台を作らせていただきたいというふうに思います。

また、各論全般のところ委員の方から意見があったんですけども、可能な限り「努める」ではなく、「行う」と規定すべきとのご意見をいただいておりますが、これに関して改めて委員の皆さんのご意見をお聞かせいただけますか。

委員：議提条例ですので、その範ちゅうでできるところだけで当然かまいません。執行部案ではありませんので。

委員：他にいかがですか。当然議提、執行部案に限らず、できれば「行う」と書く方がいい部分はあるんでしょうけれども、なかなかそこまで書いていいかどうかという部分の議論はあるところもありますので、色んな他の条例等の作りも参考にさせていただきながら、「努める」という書き方になる部分も出てくるかなと思っています。その辺りはできる限り、今、委員の言われたように、努力規定よりもできれば義務規定でいきたいけれども、可能な限りということでしたら、たたき台に反映をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上で、この資料2に基づいた条例本体に関する議論はこれで終わりますが、改めて全体を通して何かご意見はございますか。

委員：最初の部分で少し補足をさせていただきたいんですけども、ご意見いただいた「活躍できる社会の実現」という部分の活躍という部分なんですけど、これについては前回、発表のときにご説明させていただいたんですけど、一億総活躍社会という部分と、この4月1日から障害者差別解消法が始まると、そういった時代背景というか、そういった部分も加味しながらという部分と、やはり真に障がい者差別をなくしていくためにはというところで、少し踏み込んだといったところはそういう思いがありますのと、あと委員が言われた、活躍という言葉を使うと、皆でその活躍のイメージをとということがあったんですけども、まさにそのこれからこういった活躍をしていただける社会を作っていくのか

ということはこれから考えていくところでもあるのかなということですので、そういった部分だけ補足をさせていただければと。強く発信をしていくという意味で、非常に重要なのではないかなという思いでちょっと考えさせていただきました。

委員：他に、全体を通して、よろしいですか。なお、条例の提案説明とか、前文については、また別途協議をさせていただきたいと思いますので、それについてはその予定でお願いいたします。

他になれば、資料2に関する議論を終了させていただきます。本日の議論を踏まえ、次回の検討会では、今色々ご意見をいただきましたので、そのことを条例の本体に盛り込む中身を正副座長のほうで整理をさせていただいて、たたき台の正副座長案をお示ししたいと思っています。そのたたき台を基に、委員間討議を行って検討会案として取りまとめていきたいと思っていますので、次回よろしくお願いをいたします。本日の議題は以上です。他に委員の方々からご意見等がございましたらご発言をお願いいたします。よろしいですか。

委員：たたき台というのはだいたいどれくらいでできますでしょうか。私も昨日これをもって見ている暇というのがなかなか十分にできなかったものですから。

委員：この後の議論ちょっとスケジュールは話させてもらおうと思ったんですが。

委員：スケジュール的に長くおいていただいた方がいい。

委員：そうですか。次回の検討会が3月22日というふうに皆さんすでに予定していただいていると思いますので、このときにまとめて議論ができるようにしたいと思います。できるだけ早く案を作って皆さんへお渡しさせていただくようにいたします。だいたい論点、皆さんもこの議論の中でだいたい共有できているのかなと思っていますので、案はちゃんと作りますけど、もうだいたい皆さん想像できる部分だと思っていますので、ちょっとその辺りの22日までに検討しておいていただけたらなと思います。他よろしいですか。それでは、これで本日の会議を終了いたします。なお、先ほど申し上げましたが、次回の検討会は3月22日（火）広聴広報会議終了後ということで、今のところ13時開始の予定でいけるかなと思っていますが、お願いをいたします。この後、委員協議を行いますので、委員の方は在席のままお待ちください。委員以外の方はご退出をお願いいたします。

(12:10 終了)